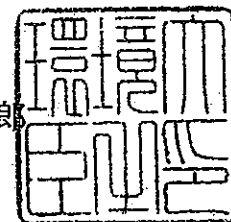


諮問第238号  
環水大土発第080502001号  
平成20年5月2日

中央環境審議会

会長 鈴木基之殿

環境大臣  
嶋下 一 郎



今後の土壌汚染対策の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、今後の土壌汚染対策の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

土壌汚染対策法（以下「法」という。）の施行から5年が経過し、法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、法制定時に指摘された課題を整理検討することが必要な時期を迎えている。

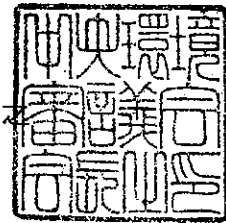
このような状況を踏まえ、今後の土壌汚染対策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第455号  
平成20年5月9日

中央環境審議会土壌農薬部会  
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基



今後の土壌汚染対策の在り方について（付議）

平成20年5月2日付け諮問第238号、環水大土発第080502001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。